

## 世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付要綱

令和5年3月24日

4世保認調第1741号

(目的)

**第1条** この要綱は、保育所等の子どもの安全・安心を確保するための取組を目的とした世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(通則)

**第2条** 補助金の交付については、世田谷区補助金交付規則（昭和57年5月世田谷区規則第38号）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和58年3月世田谷区条例第18号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の対象となる事業)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、世田谷区内に所在する次に掲げる施設又は事業（以下「施設等」という。）で行う送迎バスの置き去り防止、その他の置き去り等の事故防止及び午睡時の事故防止のための取組とする。

- (1) 認可保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）
- (2) 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。ただし、世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月4日条例第16号）第3条第1号に規定する幼稚園型認定こども園を除く。）
- (3) 家庭的保育事業（児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業をいう。）
- (4) 小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。）
- (5) 居宅訪問型保育事業（児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。）
- (6) 事業所内保育事業（児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。）
- (7) 保育室（世田谷区保育室制度運営要綱（平成9年3月26日世保育発第358号）に基づく認定を受けた施設をいう。）

- (8) 保育ママ(世田谷区家庭福祉員運営費補助要綱(平成26年7月7日26世保育第488号)に基づく認定を受けた者をいう。)
- (9) 認証保育所(世田谷区認証保育所事業実施要綱(平成13年9月27日世保育発第338号)に基づく認証保育所(幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園を除く。)をいう。)
- (10) 認可外保育施設(児童福祉法第59条の2第1項に基づき届出がされた認可外保育施設(前3号に掲げる施設等を除く。)をいう。)
- (11) 一時預かり事業(世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱(平成24年3月28日23世保育第1673号)に基づく認定を受けた一時預かり事業者が実施する一時預かり事業をいう。)
- (12) 学童クラブ事業(放課後児童健全育成事業)(児童福祉法第34条の8の2第1項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。)
- (13) ほっとステイ事業(世田谷区ほっとステイ事業実施要綱(平成19年11月1日19世子家第588号)に基づき実施するほっとステイ事業をいう。)
- (補助金の交付の対象となる経費)

**第4条** 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に定める経費であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに、物品の購入については契約の締結、納品及び支払を、委託については契約の締結、委託内容の履行及び支払を完了したものとする。

(補助金の交付額)

**第5条** 補助金の交付額は、補助対象経費の合計額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、別表で定めるところにより算出した額とする。ただし、同表に掲げる交付上限額をその上限とする。

(補助金の交付申請)

**第6条** 区長は、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)に次に掲げる事項を記載した書類を添付した世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を提出させるものとする。

- (1) 補助対象経費の予定金額
- (2) 補助対象経費の内訳
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

(補助金の交付決定及び通知)

**第7条** 区長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請書に係る補助金の交付を決定したときは決定した内容を世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助

金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときはその旨を世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に速やかに通知するものとする。

- 2 区長は、補助金の交付が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、補助金の交付を決定してはならない。

（補助金の交付請求）

**第8条** 区長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、当該決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に、次に掲げる書類を添付した世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付請求書（第4号様式）を区長の定める期日までに提出させるものとする。

- （1） 補助事業に係る費用の領収書又は振込証明書等の写し
- （2） 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

- 2 区長は、前項の規定による請求があったときには、速やかに当該請求に係る補助金を支払うものとする。

（補助事業の変更等の承認）

**第9条** 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金変更・中止・廃止承認申請書（第5号様式）により、あらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （1） 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3） 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、交付決定の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金変更・中止・廃止承認書（第6号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

**第10条** 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者に書面によりその理由及び遂行の見通し等を報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者に書面により適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

**第11条** 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行状況等の報告を求めることができる。

(遂行命令等)

**第12条** 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により補助事業が、交付決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対して世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金補助事業遂行命令通知書（第7号様式）により交付決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に対して世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金補助事業停止命令通知書（第8号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

(実績報告)

**第13条** 区長は、第8条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたとき又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者に対し世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金補助事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）を区長が指定する期日までに提出させなければならない。

2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための措置)

**第14条** 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを補助事業者に対して、世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金補助事業是正命令通知書（第10号様式）により命ずるものとする。

2 区長は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

**第15条** 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。

- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 実績報告書により報告された補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第6条の規定による交付申請の内容を下回るとき。
- (4) 実績報告書に故意に虚偽の記載をし、又は記載すべき事項を記載しなかったとき。
- (5) 補助事業に関し、他の助成金、委託料等を受け、又は受けることになっていることが判明したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交付決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

2 前項各号に掲げる場合のほか、区長は、補助金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるときは、交付決定の全部を取り消さなければならない。

3 区長は、前2項の規定による取消しをしたときは、その内容を世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付決定取消通知書(第11号様式。以下「取消通知書」という。)により速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

**第16条** 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、交付決定の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、補助事業者に対して取消通知書により期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 前項の規定は、区長が第9条第2項の規定による交付決定の廃止の承認をした場合について準用する。

(違約加算金及び延滞金)

**第17条** 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第15条第1項第3号の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合と

する。

(違約加算金の計算)

**第18条** 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

**第19条** 第17条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(財産の処分の制限)

**第20条** 区長は、補助事業者が補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産の処分(補助金の交付の目的以外の用途に使用し、又は譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、若しくは廃棄することをいう。以下同じ。)をしようとするときは、当該補助事業者が世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金財産処分承認申請書(第12号様式)によりあらかじめその処分に係る承認の申請をさせなければならない。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、財産の処分を承認するときは、その旨及び承認の条件を世田谷区保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金財産処分承認書(第13号様式)により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(書類の保存)

**第21条** 区長は、補助事業者が補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(消費税に係る仕入控除の報告)

**第22条** 区長は、補助事業者が消費税及び地方消費税に係る申告をしたことにより、消費税法(昭和63年法律第108号)第30条の規定による仕入れに係る消費税額が控除されたときは、その旨の報告をさせるものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、当該消費税額に相当する額の全部又は一部の納付を求めることができるものとする。

(委任)

**第23条** この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人を補助事業者とする場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	申請書	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付申請書（別記第1号様式）
第7条第1項	保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（別記第3号様式）
	保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）	
第12条第1項	保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金補助事業遂行命令通知書（第7号様式）	施行規則に規定する助成事業遂行命令通知書（別記第5号様式）
第12条第2項	保育所等における送迎バス等安全対策支援事業補助金補助事業停止命令通知書（第8号様式）	施行規則に規定する助成事業停止命令通知書（別記第6号様式）
第13条第1項	実績報告書	施行規則に規定する補助事業実績報告書（別記第7号様式）
第15条第3項	取消通知書	施行規則に規定する助成決定取消通知書（別記第8号様式）

## 別表

補助項目	1 補助基準額	2 補助対象経費
(1) 送迎バスの子どもの置き去り防止	1台あたり 1,000,000円	①送迎バス用の安全装置の設置に係る機器等の導入経費（リース料を含む。） ②送迎バス用の安全対策（安全装置以外）にかかる経費 ③国が作成した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等に基づく研修の実施に係る経費（講師謝金等）

		④その他バスの安全点検や改修等の置き去り防止に係る取組に係る経費
(2) 送迎バス以外の置き去り等の事故防止	1 施設あたり 2,000,000 円	①送迎バス以外の施設外及び施設内活動時の置き去り、見失い、飛び出し等の事故防止の対策に必要な経費 ②睡眠中の事故防止対策に必要な機器の購入等に係る経費(リース料を含む。)

備考

- 1 表中(1)①、②、③及び④の要件について
  - ・安全装置を装備しなくても、確実に園児の所在確認が行われると考えられる座席が2列以下の自動車は、対象外とする。
- 2 表中(1)①の要件について
  - ・対象となる安全装置については、国が策定した「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン(令和4年12月20日公表)」に適合したものとする。
  - ・保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)等に基づき、安全な保育環境の確保を図ること。その際、国が策定した「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル(令和4年10月12日公表)」を活用すること。
- 3 表中(2)①及び②の要件について
  - ・バス送迎を行っている施設については、送迎バスの子どもの置き去り防止対策を適切に講じること。
- 4 表中(2)②の要件について
  - ・対象児童については、0～2歳の児童を対象とする。ただし、3歳以上の児童であっても、当該児童の発育状況等により、対象機器を使用する必要があると区が認める場合は対象とする。
  - ・対象機器については、対象児童の睡眠中の事故を防止するために、睡眠中の児童の体動及び体の向きを検知する等の機能を持つ機器その他これらと同等の機能を持つ機器(午睡チェック、無呼吸アラーム等)とする。
  - ・機器の選定に当たっては、実施主体において、医薬品、医薬機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく医療機器の製造販売の承認等がなされていることや保育所等での導入実績があること等、安全性等を十分に考慮した上で決定したものとする。
  - ・本事業による機器の導入は、安全確保業務の代替となるものではなく、保育士の事務負担を軽減し、午睡中の見守りに専念することができる等、あくまでも保育の質の確保・向上の一環として、安全かつ安心な保育環境の確保に資する補助的なものである。このため、機器を導入した場合においても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」(平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)等に基づき、安全な保育環境の確保に努めること。
  - ・機器の使用対象となる児童の数以上に機器を購入する場合及び機器の使用対象となる児童に対して複数の機器を購入する場合は対象外とする。